

## 平成28年度普通交付税(市町村分)の概要

### 普通交付税

県計で1,622.6億円（対前年度比△47.9億円, △2.9%）

震災後、回復傾向にある市町村民税所得割の増加、地方消費税率引上げによる増収分が平年度化されたことによる地方消費税交付金の増加等により基準財政収入額が伸び、不足額が減少したため、普通交付税は減少。

（単位：億円）

区分		28年度 A	27年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	(参考) 全国増減率
内 訳	大都市	145.4	154.2	△8.7	△5.7%	/
	都市	1,039.9	1,059.7	△19.8	△1.9%	
	町村	437.2	456.6	△19.4	△4.2%	
県計		1,622.6	1,670.5	△47.9	△2.9%	市町村分
(除大都市)		1,477.2	1,516.3	△39.1	△2.6%	△3.3%

(注) 1 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。

2 27年度は調整復活後の額である。

3 (参考)全国増減率は、当初算定比である。

### 臨時財政対策債発行可能額

県計で352.8億円（対前年度比△62.0億円, △15.0%）

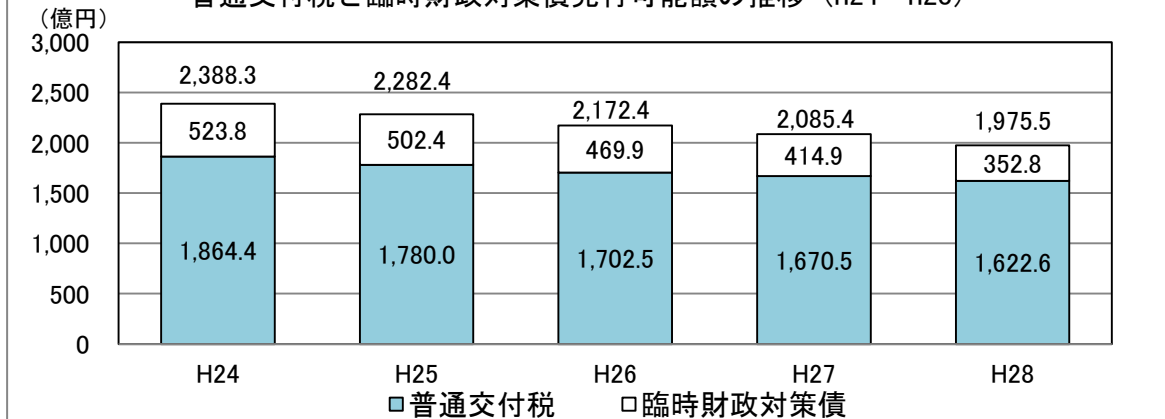
全国ベースでの発行可能額の減少(対前年度比△16.3%)によるもの。

（単位：億円）

区分		28年度 A	27年度 B	増減額 C(A-B)	増減率 C/B	(参考) 全国増減率
内 訳	大都市	179.0	206.2	△27.2	△13.2%	/
	都市	117.0	138.3	△21.3	△15.4%	
	町村	56.8	70.4	△13.6	△19.3%	
県計		352.8	414.9	△62.0	△15.0%	市町村分
(除大都市)		173.8	208.7	△34.9	△16.7%	△16.3%

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、県計と内訳の合計等が一致しない場合がある。

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移 (H24~H28)



### 交付団体・不交付団体の状況

・昨年度に引き続き、県内 35 市町村すべてが交付団体となった。

# 平成28年度普通交付税(市町村分)の算定結果

## 1 基準財政需要額・基準財政収入額・普通交付税額

(単位:億円)

区分		28年度 A	27年度 B	増減額 C(A-B)	増減率(%) D(C/B)	
基準 財政 需要 額	個別算定経費(イ～オ除き)	ア	3,607.1	3,607.9	△0.8	△0.0%
	地域経済・雇用対策費	イ	23.2	45.4	△22.1	△48.8%
	地域の元気創造事業費	ウ	65.0	59.8	5.2	8.7%
	人口減少等特別対策事業費	エ	75.7	77.5	△1.8	△2.3%
	公債費	オ	619.7	600.4	19.3	3.2%
	包括算定経費	カ	567.1	593.7	△26.6	△4.5%
	小計(臨時財政対策債振替前)ア～カ	キ	4,957.8	4,984.6	△26.9	△0.5%
	臨時財政対策債振替額	ク	352.8	414.9	△62.0	△15.0%
	錯誤措置額等	ケ	△15.0	△2.1	△12.9	△599.7%
	合計(キ+ク+ケ)	コ	4,589.9	4,567.6	22.3	0.5%
基準 財政 収入 額	基準財政収入額総括表	サ	2,963.8	2,904.5	59.3	2.0%
	錯誤措置額	シ	△0.3	△7.4	7.1	95.8%
	合計(サ+シ)	ス	2,963.5	2,897.1	66.3	2.3%
交付基準額(コース)		セ	1,626.4	1,670.5	△44.1	△2.6%
普通交付税額		ソ	(1,975.5) 1,622.6	(2,085.4) 1,670.5	(△109.9) △47.9	(△5.3%) △2.9%

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 基準財政需要額の錯誤措置額等には、合併算定替の縮減額を含んでいる。  
 3 表示単位未満を四捨五入しているため、合計や増減額等が一致しない場合がある。  
 4 28年度の交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

## 2 主な増減要因

(単位:億円)

区分	費目・税目	要 因	対前年度増減額 (増減率)
基準 財政 需要 額	増	臨時財政対策債償還費	・元利償還金の増 23.3 (8.7%)
		社会福祉費	・社会保障充実分の増 8.0 (1.6%)
		地域振興費(人口)	・人口急減補正による増 5.7 (2.4%)
	減	包括算定経費	・地方財政計画の事業費の減 △26.6 (△4.5%)
		地域経済・雇用対策費	・歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の減 △22.1 (△48.8%)
基準 財政 収入 額	増	地方消費税交付金	・地方消費税率の引上げによる増収の平年度化 36.2 (10.9%)
		固定資産税(家屋)	・家屋の新築による床面積及び平均価格の増 16.0 (3.5%)
	減	市町村民税法人税割	・過年度精算等による減 △24.0 (△12.1%)
		東日本大震災に係る特例加算	・法人税減収見込額の減 △18.7 (△51.7%)

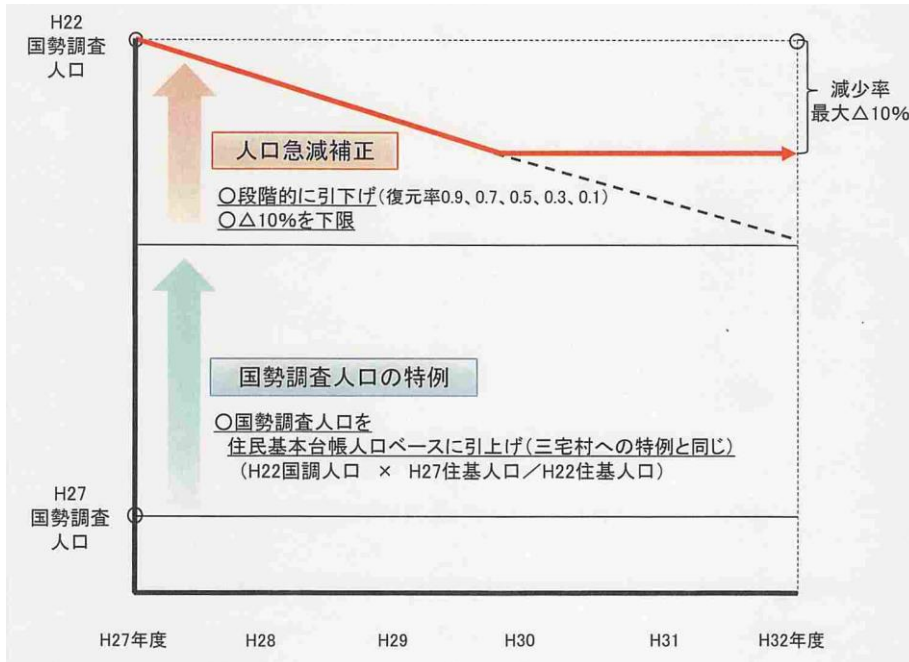
### 3 主な算定方法の改正点等

#### ①東日本大震災の被災地における国勢調査人口減少への対応について

平成28年度の普通交付税算定から、基準財政需要額の多くの算定費目において「平成27年国勢調査人口」を基礎数値として用いるが、沿岸被災市町においては、東日本大震災の影響で住民が他市町村へ避難していることなどから、一時的かつ大幅な人口減少が生じている。「平成27年国勢調査人口」をそのまま用いた場合、普通交付税が大きく減少し、財政運営に支障が生じる恐れがあるため、被災地を対象とした国勢調査人口の特例措置を設定するとともに、さらに人口急減補正によりその影響を緩和。

#### ○国勢調査人口の特例(住基人口ベースに引き上げ)

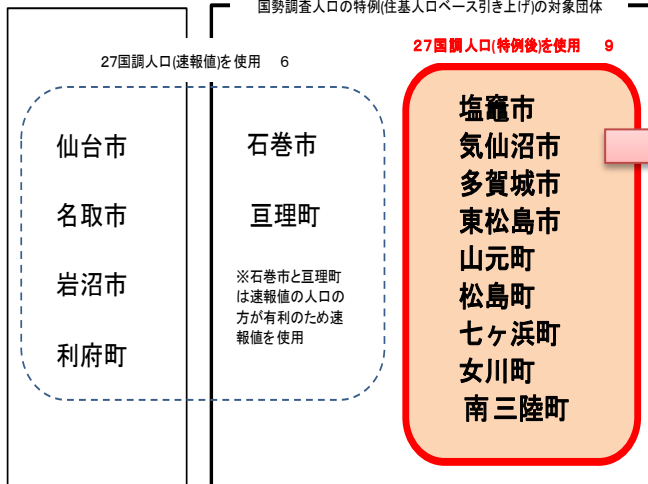
$$H22 \text{ 国調人口} \times [H27 \text{ 住基人口} / H22 \text{ 住基人口}]$$



(単位:人, %)

人口増加 4

人口減少 11



人口特例適用団体	H27国調人口 (特例後) A	H22国調人口 (確定値) B	増減数 A-B	増減率
塩竈市	54,370	56,490	▲ 2,120	▲ 3.8
気仙沼市	65,602	73,489	▲ 7,887	▲ 10.7
多賀城市	62,361	63,060	▲ 699	▲ 1.1
東松島市	39,793	42,903	▲ 3,110	▲ 7.2
山元町	12,545	16,704	▲ 4,159	▲ 24.9
松島町	14,521	15,085	▲ 564	▲ 3.7
七ヶ浜町	18,761	20,416	▲ 1,655	▲ 8.1
女川町	6,732	10,051	▲ 3,319	▲ 33.0
南三陸町	13,578	17,429	▲ 3,851	▲ 22.1

## ○国勢調査人口の特例及び人口急減補正による影響額(増加額)

(単位:億円)

沿岸15市町	国調人口の特例 (住基人口ベース) ①	人口急減補正による 激変緩和措置 ②	合計 ①+②	備考
仙台市	—	—	0	人口増加団体のため①②なし
石巻市	—	4.9	4.9	速報値の方が有利なため①なし
塩竈市	0.2	0.5	0.7	
気仙沼市	1.0	4.2	5.2	
名取市	—	—	0	人口増加団体のため①②なし
多賀城市	0.2	—	0.2	
岩沼市	—	—	0	人口増加団体のため①②なし
東松島市	0.4	1.1	1.5	
亘理町	—	0.2	0.2	速報値の方が有利なため①なし
山元町	0.4	2.1	2.5	
松島町	0.1	0.1	0.2	
七ヶ浜町	0.1	0.6	0.8	
利府町	—	—	0	人口増加団体のため①②なし
女川町	1.0	2.1	3.1	
南三陸町	2.4	2.1	4.5	
合計	5.8	17.9	23.7	

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

## ②トッパー方式の導入

歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進。

地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトッパー方式の検討対象とする。このうち16業務について今年度に着手。地方団体への影響等を考慮して、概ね3～5年程度かけて段階的に反映。

### 【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直しの内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し		経費区分の見直し(給与費→委託費等)	段階補正の見直し			
		見直し前	見直し後					
○学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○		5	民間委託等	
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
○道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)			3		
○本庁舎清掃 ○本庁舎夜間整備 ○案内・受付 ○電話交換 ○公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	○	○	3		
	○一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	○	—		
	○学校給食(調理) ○学校給食(運搬)	小学校費	20,255(千円/1校)	据え置き	○			—
		中学校費	12,782(千円/1校)	据え置き	○			—
	○体育管理 ○競技場管理 ○プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	○	○		3
○公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	○		—		
○庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化	
○情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	○	○	3	情報システムのクラウド化	
	徴税費	32,030(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)					

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

### ③「重点課題対応分」(H28 年度地方財政計画:2,500 億円)の創設に対応した算定

平成 28 年度地方財政計画において、「重点課題対応分」が創設され、普通交付税において 2,165 億円程度を措置

○自治体情報システム構造改革推進事業(1,395 億円程度)

・自治体情報システムにおける自治体クラウドの推進, 情報セキュリティ対策, マイナンバー関連システムの運用, 地方公会計システムの整備・運用, デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を措置(消防費, 戸籍住民基本台帳費, 包括算定経費)

○高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進(400 億円程度)

・高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして, 地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を措置(地域振興費)

○森林吸収源対策等の推進(370 億円程度)

・市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう, 森林整備の実施に必要な地域の主體的な取組に要する経費について, 従来の森林・林業振興対策に加え, 所要額を措置(林野水産行政費)

### ④東日本大震災に伴う算定の特例措置 (人口以外)

○教育関係費目の特例措置(H28～対象団体が全市町村から沿岸市町に変更)

→東日本大震災の津波被災団体等の児童数等の対平成 22 年度伸び率を全国平均水準まで引き上げるための補正係数を加算

教育関係費目の特例加算額

(単位:億円)

年度	特例加算額	内訳				増減額 C(A-B)	増減率 D(C/B)
		小学校費	中学校費	高等学校費	その他の教育費		
28年度	2.6 A	1.4	0.4	0.2	0.6	-1.8	-41.6%
27年度	4.4 B	1.8	0.8	0.2	1.6		

(注)表示単位未満を四捨五入しているため, 増減率DはC/Bと一致しない。

○農家数の特例措置(新規)

→東日本大震災の津波被災団体等の農家数の減少率が全国平均の減少率を上回る団体について測定単位(農家数)を「H22 農家数×H22→H27 全国平均減少率」とする特例措置

○台帳等の滅失により算定が困難となっている費目の特例

→道路の面積・延長, 漁港の係留施設・外郭施設の延長, 都市公園の面積(平成 23 年度報告数値により算定)

○東日本大震災に係る地方税法等の改正による非課税措置に伴う減収分の基準財政収入額への特例加算

→震災復興特別交付税との重複措置を避けるため減収見込額の 75%を加算

## ⑤ 「まち・ひと・しごと創生事業費」(H28年度地方財政計画:1兆円)に対応した算定

各団体が、まち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において措置。

### ○地域の元気創造事業費(普通交付税 3,900億円程度)

現行の算定方法を基本的に継続し、各団体の行革努力(※1)や地域経済活性化の成果(※2)を反映。

#### 市町村分算定額

(単位:億円)

区分		行革努力分	地域活性化分	合計
内訳	大都市	6.2	4.1	10.3
	都市	28.6	7.7	36.3
	町村	14.4	4.1	18.5
県計		49.2	15.9	65.1
(除大都市)		43.0	11.8	54.8

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

#### (※1)行革努力分指標

職員数削減率, ラスパイレス指数, 人件費削減率, 経常的経費削減率(人件費を除く),  
地方債残高削減率(臨財債等を除く)

#### (※2)地域経済活性化分指標

農業産出額, 製造品出荷額, 小売業年間商品販売額, 若年者就業率, 女性就業率, 従業者数,  
事業所数, 転入超過率, 一人当たり地方税収, 事業所数  
各団体の伸び率と全国平均の伸び率との差に応じて割増し

### ○人口減少等特別対策事業費の算定(普通交付税 6,000億円程度)

各団体の人口を測定単位とし、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定するため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定。

その際、各団体の取組の必要度(※1)や取組の成果(※2)を反映

#### 市町村分算定額

(単位:億円)

区分		取組の必要度分	取組の成果分	合計
内訳	大都市	11.2	4.0	15.2
	都市	26.1	5.2	31.3
	町村	24.1	4.4	28.5
県計		61.4	13.6	75.0
(除大都市)		50.2	9.6	59.8

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

#### (※1)取組の必要度指標(現状の数値が悪い団体の需要額を割増し)

人口増減率, 転入者人口比率, 転出者人口比率, 年少者人口比率, 自然増減率, 若年者就業率, 女性就業率,  
有効求人倍率, 一人当たり各産業の売上高

#### (※2)取組の成果指標(全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)

人口増減率, 転入者人口比率, 転出者人口比率, 年少者人口比率, 自然増減率, 若年者就業率, 女性就業率

「地方創生推進交付金」に係る地方負担については当該費目とは別に、ソフト事業のうち概ね5割程度は標準的な経費として普通交付税により、残りは事業費に応じて特別交付税により措置。ハード事業については、地方債の対象となり、充当率90%、交付税措置率30%。

## ⑥ 市町村の姿の変化に対応した算定（平成26年度～）

平成の合併により、市町村の面積が大きく変化したことを踏まえ、次の3項目について、平成26年度以降5年程度の期間をかけて普通交付税の算定に反映。

- |                           |                    |                       |
|---------------------------|--------------------|-----------------------|
| (1) 支所に要する経費の算定           | 26年度から3カ年かけて先行的に実施 | } 27年度以降、順次<br>交付税に反映 |
| (2) 人口密度等による需要の割増し        |                    |                       |
| (3) 標準団体の面積の見直し(単位費用への反映) |                    |                       |

### 見直しを行う項目（3年間かけて段階的に算定）

年度	費目	見直し内容
H26～ H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算
H27～ H29	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・人口密度による補正を充実
	清掃費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を新設
	地域振興費	・離島・属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)
H28～ H30	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・標準団体の経費を見直し ・旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算
	その他の教育費 徴税費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を充実
	地域振興費	・離島・属島の増嵩経費を反映(保健福祉等分)
	H29 以降	農業行政費 小・中学校費

## 4 合併団体の算定の特例(合併算定替)

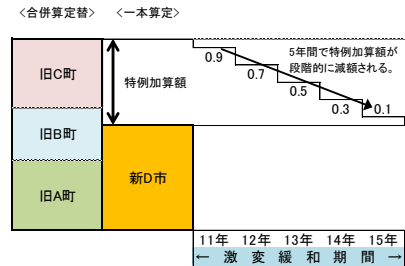
算定年度の4月1日現在において、合併関係市町村がなお合併前の区域をもって存続したと仮定して、合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算を、合併市町村の財源不足額とし、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮。

算定方法…①②のうち有利な算定額が措置される。(合併後 10 年間)

- ① 合併算定替  
合併関係旧市町村がそのまま存続したものと  
した時の算定額 (合併関係旧市町村の合計額)
- ② 一本算定  
合併後の新市町村としての算定額

合併後 10 年経過すると、①と②の差額(特例加算額)が段階的に減額され、16 年目以降は一本算定に完全移行する。

合併算定替のイメージ



### 合併 9 団体の合併算定替による特例加算額(平成 28 年度)

交付基準額	119.9 億円 (加算率 14.0%)
臨時財政対策債発行可能額	△2.7 億円 (加算率△3.0%)

※H26 から加美町, H27 から気仙沼市(2 次合併分), H28 からすべての団体が激変緩和期間に移行。

### <合併団体の交付基準額等>

(単位: 百万円, %)

団体名	合併年月日	適用年度			区分	合併算定替 ①	一本算定 ②	特例加算額 ③(①-②)	加算率 ③/②	(参考) 縮減額
		開始	縮減	終了						
石巻市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	17.640	15.563	2.078	13.4	△ 228
					B	2.027	2.054	△ 28	△ 1.3	-
					計	19.667	17.617	2.050	11.6	△ 228
気仙沼市	H18.3.31 H21.9.1	H18 H22	H28 H27	H32 H31	A	9.337	8.742	594	6.8	△ 142
					B	875	898	△ 24	△ 2.7	-
					計	10.211	9.641	570	5.9	△ 142
登米市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	17.246	14.441	2,804	19.4	△ 308
					B	1,215	1,246	△ 31	△ 2.5	-
					計	18.460	15.687	2,774	17.7	△ 308
栗原市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	18.854	15.922	2,933	18.4	△ 326
					B	1,223	1,218	5	0.4	-
					計	20.078	17,140	2,938	17.1	△ 326
東松島市	H17.4.1	H17	H28	H32	A	5.411	5.055	355	7.0	△ 38
					B	484	498	△ 14	△ 2.7	-
					計	5.895	5.553	342	6.1	△ 38
大崎市	H18.3.31	H18	H28	H32	A	16.783	14.498	2,285	15.8	△ 237
					B	1,925	2,078	△ 153	△ 7.4	-
					計	18.708	16.576	2,131	12.9	△ 237
加美町	H15.4.1	H15	H26	H30	A	5.558	5.209	349	6.7	△ 334
					B	384	399	△ 14	△ 3.6	-
					計	5.942	5.608	334	6.0	△ 334
美里町	H18.1.1	H18	H28	H32	A	3.677	3.383	294	8.7	△ 31
					B	336	348	△ 12	△ 3.5	-
					計	4.013	3.731	281	7.5	△ 31
南三陸町	H17.10.1	H18	H28	H32	A	3.434	3.132	302	9.6	△ 34
					B	217	216	1	0.3	-
					計	3.651	3.348	303	9.0	△ 34
合計					A	97.939	85.946	11,994	14.0	△ 1,679
					B	8,686	8,956	△ 270	△ 3.0	-
					計	106.625	94,901	11,723	12.4	△ 1,679

※A:交付基準額, B:臨時財政対策債発行可能額

※「適用年度」欄のうち「開始」は合併算定替開始年度, 「縮減」は激変緩和のための縮減開始年度, 「終了」は激変緩和のための縮減期間の最終年度。(気仙沼市は一次合併を上段, 二次合併を下段に表示)

※表示単位未満を四捨五入しているため, 合計や差引が一致しない場合がある。



## 5 県内市町村の状況

### ① 交付団体・不交付団体の状況

昨年度に引き続き、平成 28 年度は県内 35 市町村すべてが交付団体となった。

【参考】過去の不交付団体の状況(平成元年度以降)

年度	H元～H7	H8～H16	H17	H18～H24	H25～H28
不交付 団体名	なし	女川町	女川町 富谷町	女川町	なし

### ② 普通交付税額の対前年度比較

7 団体で増加，28 団体で減少。

	増減率	団体数	団体名
増加	+10%以上	1 (2)	女川町
	+5%以上10%未満	0 (2)	
	+5%未満	6 (13)	名取市，角田市，岩沼市，大崎市，亶理町，色麻町
	増加団体数 合計	7 (17)	
減少	△5%未満	20 (15)	塩竈市，気仙沼市，白石市，多賀城市，登米市，栗原市，東松島市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，山元町，七ヶ浜町，大郷町，涌谷町，美里町，南三陸町
	△5%以上10%未満	5 (1)	仙台市，石巻市，松島町，利府町，加美町
	△10%以上	3 (2)	大和町，富谷町，大衡村
	減少団体数 合計	28 (18)	

※( )内の数値は、前年度の団体数である。

## 平成28年度 普通交付税決定額（市町村分）

（単位：千円、％）

市町村名	平成28年度 普通交付税 A	平成27年度 普通交付税 B	増減額 (A - B) C	増減率 (C / B) D	H28普通交付税 + 臨時財政対策債 E	H27普通交付税 + 臨時財政対策債 F	増減額 (E - F) G	増減率 (G / F) H
仙台市	14,543,684	15,416,609	△ 872,925	△ 5.7	32,446,429	36,034,698	△ 3,588,269	△ 10.0
石巻市	17,612,553	18,536,155	△ 923,602	△ 5.0	19,639,331	20,884,297	△ 1,244,966	△ 6.0
塩竈市	4,819,719	4,864,455	△ 44,736	△ 0.9	5,457,034	5,652,920	△ 195,886	△ 3.5
気仙沼市	9,323,658	9,710,386	△ 386,728	△ 4.0	10,198,178	10,837,468	△ 639,290	△ 5.9
白石市	4,170,152	4,222,684	△ 52,532	△ 1.2	4,650,157	4,791,730	△ 141,573	△ 3.0
名取市	2,304,293	2,285,253	19,040	0.8	3,299,170	3,386,631	△ 87,461	△ 2.6
角田市	3,317,085	3,301,766	15,319	0.5	3,758,575	3,790,465	△ 31,890	△ 0.8
多賀城市	3,011,073	3,013,409	△ 2,336	△ 0.1	3,864,212	3,974,075	△ 109,863	△ 2.8
岩沼市	1,217,532	1,183,360	34,172	2.9	1,766,479	1,756,453	10,026	0.6
登米市	17,225,043	17,780,393	△ 555,350	△ 3.1	18,439,714	19,301,976	△ 862,262	△ 4.5
栗原市	18,832,796	18,963,523	△ 130,727	△ 0.7	20,056,227	20,496,611	△ 440,384	△ 2.1
東松島市	5,403,281	5,433,361	△ 30,080	△ 0.6	5,887,585	6,043,250	△ 155,665	△ 2.6
大崎市	16,757,377	16,674,836	82,541	0.5	18,682,196	18,884,235	△ 202,039	△ 1.1
蔵王町	1,781,699	1,810,317	△ 28,618	△ 1.6	1,996,876	2,066,271	△ 69,395	△ 3.4
七ヶ宿町	999,211	1,028,773	△ 29,562	△ 2.9	1,073,737	1,125,050	△ 51,313	△ 4.6
大河原町	1,536,830	1,544,918	△ 8,088	△ 0.5	1,850,351	1,893,355	△ 43,004	△ 2.3
村田町	1,724,941	1,791,766	△ 66,825	△ 3.7	1,903,996	2,012,011	△ 108,015	△ 5.4
柴田町	2,405,428	2,433,472	△ 28,044	△ 1.2	2,919,802	3,023,530	△ 103,728	△ 3.4
川崎町	2,047,018	2,140,683	△ 93,665	△ 4.4	2,191,254	2,325,777	△ 134,523	△ 5.8
丸森町	3,234,571	3,292,278	△ 57,707	△ 1.8	3,455,908	3,566,851	△ 110,943	△ 3.1
亘理町	2,547,535	2,538,024	9,511	0.4	2,929,011	2,982,938	△ 53,927	△ 1.8
山元町	2,339,927	2,453,550	△ 113,623	△ 4.6	2,534,513	2,707,711	△ 173,198	△ 6.4
松島町	1,719,316	1,810,665	△ 91,349	△ 5.0	1,918,320	2,054,811	△ 136,491	△ 6.6
七ヶ浜町	1,361,299	1,366,292	△ 4,993	△ 0.4	1,638,340	1,705,108	△ 66,768	△ 3.9
利府町	805,688	863,142	△ 57,454	△ 6.7	1,249,886	1,344,980	△ 95,094	△ 7.1
大和町	729,369	1,307,162	△ 577,793	△ 44.2	972,672	1,748,049	△ 775,377	△ 44.4
大郷町	1,430,905	1,468,399	△ 37,494	△ 2.6	1,573,439	1,648,895	△ 75,456	△ 4.6
富谷町	1,188,009	1,393,002	△ 204,993	△ 14.7	1,676,440	2,005,404	△ 328,964	△ 16.4
大衡村	541,041	604,360	△ 63,319	△ 10.5	683,030	768,280	△ 85,250	△ 11.1
色麻町	1,946,451	1,930,907	15,544	0.8	2,079,640	2,093,182	△ 13,542	△ 0.6
加美町	5,550,950	5,892,190	△ 341,240	△ 5.8	5,935,343	6,396,296	△ 460,953	△ 7.2
涌谷町	2,668,010	2,712,238	△ 44,228	△ 1.6	2,889,824	2,993,196	△ 103,372	△ 3.5
美里町	3,671,906	3,718,072	△ 46,166	△ 1.2	4,007,605	4,123,099	△ 115,494	△ 2.8
女川町	63,015	51,380	11,635	22.6	273,851	326,723	△ 52,872	△ 16.2
南三陸町	3,430,072	3,509,466	△ 79,394	△ 2.3	3,647,073	3,789,457	△ 142,384	△ 3.8
大都市計	14,543,684	15,416,609	△ 872,925	△ 5.7	32,446,429	36,034,698	△ 3,588,269	△ 10.0
都市計	103,994,562	105,969,581	△ 1,975,019	△ 1.9	115,698,858	119,800,111	△ 4,101,253	△ 3.4
町村計	43,723,191	45,661,056	△ 1,937,865	△ 4.2	49,400,911	52,700,974	△ 3,300,063	△ 6.3
県計	162,261,437	167,047,246	△ 4,785,809	△ 2.9	197,546,198	208,535,783	△ 10,989,585	△ 5.3
県計 (除大都市)	147,717,753	151,630,637	△ 3,912,884	△ 2.6	165,099,769	172,501,085	△ 7,401,316	△ 4.3
合併団体計	97,807,636	100,218,382	△ 2,410,746	△ 2.4	106,493,252	110,756,689	△ 4,263,437	△ 3.8
非合併団体計	64,453,801	66,828,864	△ 2,375,063	△ 3.6	91,052,946	97,779,094	△ 6,726,148	△ 6.9
非合併団体計 (除大都市)	49,910,117	51,412,255	△ 1,502,138	△ 2.9	58,606,517	61,744,396	△ 3,137,879	△ 5.1

(注) 合併団体の交付額は、合併算定替により算定した額である。